

福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 23 号

福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則

福島市語学指導等を行う外国青年の任用に関する規則（令和2年規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国際交流員の職務)</p> <p>第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 市の多文化共生関係事務の補助（外国人住民の生活支援事業の企画及び立案並びに実施に当たっての協力及び助言等）</u></p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問、部活動及び地域クラブ活動を含む。）及び外国人住民の生活支援活動への協力</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(主任外国語指導助手及び外国語指導助手の職務)</p> <p>第4条 主任外国語指導助手及び外国語指導助手は、主として教育委員会、市立小・中学校等において、所属長、<u>施設長</u>（市立小学校（福島市立学校条例（昭和39年条例第48号）第2条に規定する小学校をいう。以下同じ。）、市立中学校（同条に規定する中学校をいう。）、<u>市立義務教育学校</u>（同条に規</p>	<p>(国際交流員の職務)</p> <p>第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)・(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問を含む。）及び外国人住民の生活支援活動への協力</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(主任外国語指導助手及び外国語指導助手の職務)</p> <p>第4条 主任外国語指導助手及び外国語指導助手は、主として教育委員会、市立小・中学校等において、所属長又は<u>校園長</u>（市立小学校（福島市立学校条例（昭和39年条例第48号）第2条に規定する小学校をいう。以下同じ。）、市立中学校（同条に規定する中学校をいう。）<u>及び市立義務教育学校</u>（同条</p>

定する義務教育学校をいう。以下同じ。)及び市立特別支援学校(同条に規定する特別支援学校をいう。)(以下「市立学校」という。)の校長、市立幼稚園(同条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)の園長及び市立認定こども園(福島市立認定こども園条例(平成30年条例第106号)第2条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の園長並びに市立保育所(福島市保育所条例(昭和30年条例9号)第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。)の所長をいう。以下同じ。)の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) (略)
- (2) 市立小学校及び市立義務教育学校における外国語活動等の補助並びに市立幼稚園、市立認定こども園及び市立保育所における交流活動等の補助
- (3)~(9) (略)
- (10) その他所属長又は施設長が必要と認める職務

に規定する義務教育学校をいう。)、市立特別支援学校(同条に規定する特別支援学校をいう。)(以下「市立学校」という。)の校長、市立幼稚園(同条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)の園長及び市立認定こども園(福島市立認定こども園条例(平成30年条例第106号)第2条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の園長をいう。以下同じ。)の指示を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) (略)
- (2) 市立小学校及び市立義務教育学校における外国語活動等の補助並びに市立幼稚園及び市立認定こども園における交流活動等の補助
- (3)~(9) (略)
- (10) その他所属長又は校園長が必要と認める職務

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。